

ロシアの侵攻に対する非難並びにウクライナ難民支援を求める意見書

ロシアの侵攻は、明らかにウクライナの主権及び領土の一体性を侵害し、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章の重大な違反である。

原発施設や原子力研究所への攻撃は、福島原発事故を経験した日本人として断じて認められない。また、唯一の戦争被爆国である日本として、核兵器によるいかなる威嚇も使用も許すことはできない。

本議会は、ロシア軍による侵略を最も強い言葉で非難する。そして、ロシアに対し、即時に攻撃を停止し、部隊をロシア国内に撤収するよう強く求める。

本議会は、改めてウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを表明する。

国会および政府においては、本議会の意を体し、ウクライナ国民の安全確保に尽くすとともに、難民危機に対応するため、ウクライナの人々の命と生活を助ける支援物資を送ること、さらにウクライナ避難民の受け入れについて思いきった対応を要請する。国際社会とも連携し、制裁を含め、事態に迅速かつ厳格な対応を行い、あらゆる外交手段を駆使して、ウクライナの平和を取り戻すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月11日

大 月 市 議 会
議 長 相 馬 保 政

衆議院議長 細 田 博 之 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿